

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第3条並びに附則第3項及び第4項中「別表」を「別表第1の」に改める。

別表3の項第8号中「とき」の次に「(別表第2の2の項に該当する作業に直接従事したときを除く。)」を加え、同表9の項第1号中「又は消防艇の操船員」及び「又は消防艇の避難若しくは海面警戒のために出動したとき」を削り、同項第2号中「又は消防艇の操船員」を削り、「若しくは救急現場」を「又は救急現場」に改め、「又は消防艇の避難若しくは海面警戒のために出動したとき」を削り、同項第3号中「、救助資機材又は消防艇」を「又は救助資機材」に改め、同項中「1当務につき 800 円」を「1当務につき 800 円(日勤者にあつては、勤務1日につき 400 円)」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

特定大規模災害等への対処に関する特殊勤務手当

	手当の種類	手当を受ける者の範囲	手当の額
1	死体処理手当	著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和	作業に従事した日1日につき1,000円(人事委員会が定める場合にあつては、2,000円)を

		<p>36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。)に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したとき。</p>	<p>超えない範囲内において人事委員会が定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)</p>
2	特例特別作業手当	<p>特定大規模災害に対処するため屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上直接従事したとき。</p>	<p>作業に従事した日1日につき500円(夜間(午後6時から翌日午前6時までの間をいう。)においては、750円)にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額</p>
3	災害応急作業手当	<p>(1) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの(以下この項において「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業のうち原子炉建屋</p>	<p>作業に従事した日1日につき40,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額</p>

	(人事委員会が定めるものに限る。)内において行うものに従事したとき。	
	(2) 前号に規定する場合において、特定原子力事業所の敷地内において行う作業のうち同号に掲げるもの以外のものに従事したとき。	作業に従事した日1日につき20,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額
	(3) 第1号に規定する場合において、特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(前2号に掲げるものを除く。)に従事したとき。	作業に従事した日1日につき10,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額(心身に著しい負担を与える)と人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)

備考 同一の日において、3の項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

救急救命士に係る消防手当の見直し等をするとともに、特定大規模災害等の対処に係る手当を新設するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。